



ニッポン・ニュー・マーケット「ヘラクレス」
平成 22 年 2 月 8 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社
(コード番号 3043 : 大証ヘラクレス)
代 表 者 代 表 取 締 役 松 村 明
問 合 せ 先 ストラテジック・オペレーション・サービス
マネージャー 本 間 浩 一

決算期の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 22 年 2 月 8 日開催の取締役会において、決算期を変更することについて決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、今回の変更については、平成 22 年 3 月 18 日開催予定の臨時株主総会において、「定款一部変更の件」が承認されることが条件となります。

記

1. 変更の理由

当社の事業年度は毎年 6 月 1 日から翌年 5 月 31 日までとなっておりますが、期末の決算業務を行う時期と夏期休暇の時期が重なっております。また、半期の決算業務を行う時期も年末年始休暇の時期と重なっております。

更に、日本企業としては一般的ではない決算期のため、当社の決算業務に必要な確認書類等の取り寄せにも時間がかかっており、これも無視できないものです。同時に、当社の決算期が一般的な決算期であれば、多くの取引先とも決算期が重なる事となり、それらの取引先企業とお互いの決算業務の品質が最も高いと推考される時期に情報を交換する事によって、時間以外の品質向上にもつながるものと考えています。従いまして、決算品質の向上に繋げ、より厳正な会計処理を行うために、事業年度を日本企業として一般的な期間に変更いたします。

2. 決算期変更の内容

現在 毎年 5 月 31 日
変更後 毎年 3 月 31 日

3. 定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します)

現行定款	変更案
(基準日) 第 9 条 当社は、毎年 <u>5</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。	(基準日) 第 9 条 当社は、毎年 <u>3</u> 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
(招集の時期) 第 10 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>8</u> 月にこれを招集する。	(招集の時期) 第 10 条 当社の定時株主総会は、毎年 <u>6</u> 月にこれを招集する。
(事業年度) 第 27 条 当社の事業年度は、毎年 <u>6</u> 月 1 日から翌年 <u>5</u> 月 31 日までとする。	(事業年度) 第 27 条 当社の事業年度は、毎年 <u>4</u> 月 1 日から翌年 <u>3</u> 月 31 日までとする。

<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 28 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>11</u> 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p>	<p>(剰余金の配当)</p> <p>第 28 条 株主総会の決議により、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</p> <p>② 前項のほか、取締役会の決議により、毎年 <u>9</u> 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</p> <p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p>① <u>第 27 条の定めにかかわらず、第 11 期事業年度は平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までとする。</u></p> <p>② <u>平成 22 年 4 月 1 日をもって本附則は削るものとする。</u></p>
---	---

4. 臨時株主総会の開催日及び定款の効力発生日

臨時株主総会開催日	平成 22 年 3 月 18 日
定款の効力発生日	平成 22 年 3 月 18 日

決算期変更の経過期間となる第 11 期は、平成 21 年 6 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの 10 ケ月決算となる予定であります。

また、平成 22 年 1 月 14 日付「当社株式の監理銘柄（確認中）追加指定に関するお知らせ」においてお知らせしましたとおり、当社株式は平成 22 年 1 月 15 日から監理銘柄（確認中）に指定されております。決算期が 3 月 31 日となり、第 11 期（平成 22 年 3 月期）有価証券報告書を提出した結果、純資産の額が 2 億円未満（少数株主持分を除く）、及び、利益の額が 5,000 万円未満であった場合は上場廃止となる可能性があります。

なお、決算期変更に伴う業績予想につきましては、精査が出来次第別途開示させていただきます。

以上